

制度的応答の偏在とその構造

— 司法アクセスの視点から見る日本のリーガルテックと生成 AI —

小 林 一 郎^{*}

- I 問題提起
- II リーガルテックの発展段階と非弁行為性の顕在化
- III 米国・ドイツにおけるリーガルテックの非弁行為性に関わる紛争事例
- IV 日本におけるリーガルテックの非弁行為性をめぐる議論の傾向
- V 日本の個人・小規模事業者におけるリーガルテック活用と司法アクセス
- VI 総括

I 問題提起

テクノロジーの進展は、これまで法律専門職が独占的に担ってきた法律業務の構造を変容させる可能性を秘めている。これまで、法律業務は専門職による高度な知識と経験を基に提供されるものであったが、AIの登場に伴うテクノロジーの進化は、法律業務の効率性や利便性を大幅に向上させるとともに、サービス提供の方法そのものに変革を促している。このような変化は、従来の業務構造を再考する契機となる一方で、法曹倫理や弁護士法との整合性といった新たな課題も提起している。コロナ禍を契機にリーガルテックが急速に普及した2022年には、AIを活用した契約書レビュー支援サービスが弁護士法72条に違反する可能性が指摘され、規制と革新のバランスを模索する議論が活発化した。このような動きは、産業競争力強化法に基づくグレーゾーン解消制度を通じた「AI契約審査サービス」の適性照会をきっかけに注目を集め¹⁾、規制改革推進会議・スタートアップ・イノベーションワーキング・グループでの議論を経て、2023年8月に

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第24巻第2号 2025年8月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

は法務省からガイドラインが公表されるに至った²⁾。

しかし、リーガルテック・サービスの非弁行為性をめぐる日本の議論の動向は、欧米諸国のそれと比較すると、いささかユニークである。米国やドイツなどでは、リーガルテックの非弁行為性をめぐって具体的な裁判事例が積み重ねられてきたのに対し、日本では、AIと非弁行為をめぐる論争については、問題となるような具体的事例（すなわち、リーガルテック・サービスの提供について何らかの不服が申し立てられたような事例）が登場しておらず、そうした具体的な事例を欠いたまま、制度論的な議論が政府を巻き込んで進められていった。

現在行われている制度議論は、比較法的に見てもあまり問題視されていない大企業向けの契約書レビュー支援を前提とした局所的な対応にとどまっているが、今後生成AIが進展していくに伴って、制度と実態の間には次第に摩擦が生じてくるものと想定される。にもかかわらず、個人や小規模事業者の司法アクセスの改善に資するような本質的な議論には至っていない。たしかに、そうした議論の帰結として示された結論は、大企業向けの既存業務、特に契約書レビュー支援におけるAI活用を肯定する内容となっている。しかし、その理論構成を敷衍すると、他の幅広い法務領域におけるAI活用に制限が及ぶ可能性があり、ひいては、個人や小規模事業者向けに期待されるリーガルテックの展開余地までもが狭められかねない。こうした制度議論の傾向は、個人や小規模事業者を対象としたリーガルテックが、具体的な争訟を通じて規範的議論を喚起しつつ制度内に定着してきた欧米の状況とは、きわめて対照的である。

他方で、近年急速に普及しつつある生成AIは、こうした制度構造に新たな局面をもたらしている。たとえばChatGPTに代表される生成AIは、もともとリーガルテックとして設計されたものではないにもかかわらず、法務実務や中小企業の意味決定支援といった場面で既に利用され始めており、制度の枠外からリーガル・サービスとしての機能の一部を担い始めている。

-
- 1) 法務省によるガイドライン作成の経緯について、小塚莊一郎「AIを用いたリーガルテックと契約法務」学習院大学法学会雑誌59巻1号227頁（2023）228-242頁。
 - 2) 法務省大臣官房司法法制部「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」（2023）（<https://www.moj.go.jp/content/001400675.pdf>）。

その利用は、「リーガル・サービス」として明示的にラベル付けされることなく、情報収集や相談補助の一環として自然に行われており、その結果として、非弁行為性をめぐる規範的な検討回路が作動しないまま、社会の中に静かに浸透している。このような状況は、従来の制度構造を迂回しながら、新たな実務慣行を形成していくテクノロジーの特性を示すものである。このように、制度的応答の有無をめぐる問題は、制度がいかなる対象を「見えるもの」とし、いかなる対象を「見ないもの」とするのかという関心の構造そのものを浮かび上がらせている。

本稿が取り組む問いは、次のとおりである。すなわち、なぜ日本では、司法アクセスと個人・小規模事業者向けリーガルテック・サービスをめぐる制度的な応答が表面化せず、議論が大企業向けの限定的な領域にとどまっているのか。また、その背景にはどのような法制度・市場の需給構造が作用しているのか。今後、生成AIの進展とともに制度的応答はどのような方向へ展開していく可能性があるのか。

これらの問いに答えるためには、まず何よりも、非弁行為をめぐる制度議論の現状と、リーガルテックの普及状況を正確に把握する必要がある。そこで本稿では、リーガルテックと非弁行為に関する日本の制度的対応の現状を比較法的に考察する。さらに、日本のリーガルテック市場の動向について市場の需給構造に関する実証的分析を行う。これらを通じて、制度的応答の不在がどのような制度的・文化的構造の下で黙認され、持続しているかを分析し、今後の制度設計や規範的議論の方向性に対する手がかりを提示することを目的とする。

本稿の理論的貢献は、米国・ドイツとの比較を通じて、日本における制度的応答の特異性を明らかにし、制度構造と文化的正当性の交錯が法とテクノロジーの接合に与える影響を明示することである。さらに、従来あまり正面から検討されてこなかった「制度的応答の不在」そのものを分析対象として位置づけ、それがどのように構造的・文化的に正当化され、持続しているかを可視化する点にある。制度的応答の欠如を単なる立法の遅延や無関心ではなく、応答の「偏在」そのものが制度選好や象徴秩序の維持とどう関わっているのかという視角から再構成する。

本稿は全6章から構成される。序章（Ⅰ）に続くⅡでは、まずリーガルテック

をめぐるサービス形態や発展段階を整理したうえで、その展開が制度的応答や非弁行為規制との関係にどのような影響を及ぼしてきたのかを概観する。あわせて、リーガルテックの活用が企業法務領域から個人・小規模事業者向け領域へと広がる過程において、制度的応答がどのように偏在し、黙認的に形成されてきたのかを、比較的中立的な視点から俯瞰する。Ⅲでは、米国およびドイツにおけるリーガルテックをめぐる非弁行為性の争点と、それに関連する訴訟事例を取り上げ、司法アクセスと専門性維持の間の制度的緊張を考察する。Ⅳでは、日本におけるリーガルテックの導入環境と非弁行為性に関する議論の展開を整理し、なぜ日本では司法アクセスの議論が活発化しないかの要因を探る。Ⅴでは、中小企業を対象とした実証分析を通じて、リーガルテックの導入実態および生成AIの受容状況を明らかにし、その背後にある市場の需給構造を分析する。そして、制度が特定の技術領域にのみ応答し、他を沈黙によって包み込むという制度的応答の偏在性を浮かび上がらせる。本稿の最終章（Ⅵ）では、これらの議論を踏まえ、生成AIの普及によって制度の枠外からリーガル・サービスの領域が静かに拡張されているという日本の特異な現状を「制度的沈黙」として整理し、その構造的背景と理論的含意を検討する。本稿はこの視座を制度論一般へと拡張し、社会制度において象徴秩序と実務との摩擦が制度的応答の断絶＝沈黙をもたらす潜在的構造を明らかにしていく。そのうえで、制度が明示してこなかった価値判断や解釈の方向性を生成AIが補完的に言語化することにより、制度の循環的な更新が促される可能性に注目する。とりわけ、法律業務における生成AI活用の文脈で開発が進むRAG（Retrieval-Augmented Generation）の応用を念頭に置きつつ、このような生成AIの新たな制度的役割期待について理論的な考察を試みる。

Ⅱ リーガルテックの発展段階と非弁行為性の顕在化

まずは、海外の趨勢について確認してみたい。たとえば米国では、リーガル・サービスが大企業向けに偏重し、個人や小規模事業者を対象とするリーガル・サービスが十分には行き届いていないことが長らく問題として提起されてきた。企業向けリーガル・サービスの市場は日々拡大し、リーガルフィーが年々高騰して

いる一方で、個人や小規模事業者における司法アクセスへの障壁が認識されてきた³⁾。結果、個人や小規模事業者向けのリーガル・サービスは、企業向けのリーガル・サービスとは異なる市場として棲み分けられ、そのサービスの格差が問題とされてきた⁴⁾。そのような中、リーガルテックが市場規模を拡大させていく先には、司法アクセスに対する障壁が懸念される個人や小規模事業者がターゲットとして取り上げられても不思議はない。高コストの弁護士にとってビジネスとして間尺に合わないと言われてきた分野にこそリーガルテックにとっての真のビジネスチャンスがあるのかもしれない⁵⁾。しかし、個人をターゲットとする法律業務においては、法曹倫理がより強く求められてくる。実際に、米国においては、リーガルテックのサービスについては、個人や小規模事業者向けを中心に、しばしばその非弁行為性が争われ、訴訟事例なども蓄積されてきた⁶⁾。

欧州においても同様に、リーガルテックは、消費者向けの債権回収や過払賃料返還の場面でのユーザーアクセスの改善のために活用されてきた。ベルリンに本拠を置く *wenigermiete.de* は、賃貸契約に関連するクレーム処理を専門としており、借主が過払いした額を計算するツールを用いたサービスを提供し、ツール自

-
- 3) See e.g., Deborah L. Rhode, *Access to Justice* (Oxford Univ. Press 2004); Gillian K. Hadfield, *Higher Demand, Lower Supply? A Comparative Assessment of the Legal Resource Landscape for Ordinary Americans*, 37 *FORDHAM URB. L.J.* 129 (2010).
- 4) John P. Heinz, et al., *The Changing Character of Lawyers' Work: Chicago in 1975 and 1995*, 32 *LAW & SOCIETY REVIEW* 751 (1998).
- 5) リーガルテックが市場規模を拡大させていく先には、これまで棲み分けられてきた企業向けサービスと個人や小規模事業者サービスが統合されていくことが想定されても不思議ではない。See John Armour & Mari Sako, *Lawtech — Leveling the Playing Field in Legal Services?*, in *LEGAL TECH AND THE FUTURE OF CIVIL JUSTICE* 44 (Cambridge University Press 2023); Albert H. Yoon, *The Post-Modern Lawyer*, 66 *U. Toronto L.J.* 456 (2016); Albert H. Yoon, *Technological Challenges Facing the Judiciary*, in *LEGAL TECH AND THE FUTURE OF CIVIL JUSTICE* 349 (Cambridge Univ. Press 2023).
- 6) これまでも、米国の LegalZoom、ドイツの SmartLaw などのリーガルテック業者が提供する Q&A 誘導型のリーガルテック・サービスが非弁行為に該当するとして訴訟の対象とされてきた。See e.g., Jana Soukupová, *AI-Based Legal Technology: A Critical Assessment of the Current Use of Artificial Intelligence in Legal Practice*, 15 *MASARYK U. J.L. & Tech.* 279 (2021); Caroline Shipman, *Unauthorized Practice of Law Claims against LegalZoom - Who Do These Lawsuits Protect, and is the Rule Outdated?*, 32 *GEO. J. LEGAL ETHICS* 939 (2019); Caroline E. Brown, *LegalZoom: Closing the Justice Gap or Unauthorized Practice of Law?*, 17 *N.C. J.L. & Tech. On.* 219 (2016).

体が生成する書類を基に法廷での和解を支援している⁷⁾。スペインの Reclama-dor.es は、銀行、保険、航空業界などの分野で、比較的小規模な金額の案件を対象として、オンラインでクレームを処理するサービスを提供している⁸⁾。ユーザーに一連の質問を行い、その回答に基づいて案件が訴訟可能かどうかをアプリケーションが判断する。訴訟が可能であると判断された場合には、アプリが自動的に書類を生成し、ユーザーは、その書類に基づいて同社に所属する弁護士を起用して紛争解決にあたっていく⁹⁾。フランスでは、ウェブサイト上でユーザーの入力した情報に即した法律文書のテンプレートを提供するリーガルテック・スタートアップが、パリ弁護士会らの告発によって、弁護士法違反の刑事責任に問われた事件において、仏破毀院は、同スタートアップが提供する文書テンプレートの提供は、弁護士が行うような個別具体的な法的分析や法律適用を伴う補助業務には該当しないとして、弁護士法違反の刑事責任を否定している¹⁰⁾。

リーガルテックの展開は、対象となる市場の規模、ユーザーへの訴求のしやすさ、さらには弁護士法をはじめとする制度上の障壁といった要因を考慮すると、段階的な進化を遂げるものと想定される。そのような前提に立つと、一般に、リーガルテックの非弁行為性は、弁護士を中心とする専門家を対象としたものから、個人・小規模事業者をターゲットとしたサービスへと進化していく中で顕在化していくものであると捉えることができる。そして、そうした進化の過程は国によって温度差があることから、リーガルテックの非弁行為性が争われる事案がどのように顕在化するかは、その進化のあり方に強く依存するものであると捉えることができる。

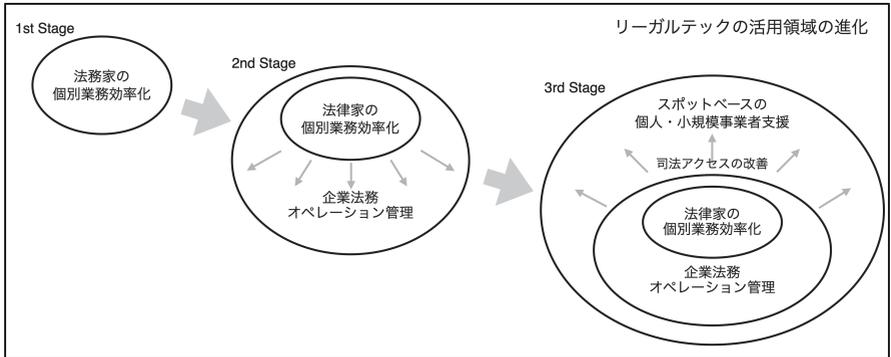
リーガルテックの進化の第一ステージは、企業法務に携わる法務実務の専門家のための業務効率化ツールとしてのリーガルテックの活用である。法務情報サービスや、契約審査、電子契約（電子署名）サービスの普及はこの第一ステージに該当するものである。そうしたリーガルテック技術は形を変えながらも、第二ス

7) Susana Navas, *The Provision of Legal Services to Consumers Using LawTech Tools: From "Service" to "Legal Product"*, 7 OPEN J. SOC. SCI. 79 (2019).

8) *See id.*

9) *See id.*

10) Court of Cassation, Criminal, Criminal Division, March 21, 2017, 16-82.437



テージとして、企業法務オペレーションの全体管理に向けた活用へと促される。契約ライフサイクル管理のような管理型リーガルテックの領域はこの第二ステージに関わるものと考えられる。そしてさらに最終の第三ステージとして、リーガルテックの活用は、スポットベースの個人顧客を対象として、弁護士サービスが細やかに行き届きにくいとされる個人や小規模事業者の個別支援領域にも広げていくことが期待される。

ただ、米国をはじめとする海外諸国では、第一ステージから第三ステージまでが、それぞれについて温度差がありながらも、同時並行的に進行しており、リーガルテックのラインナップも多様性に満ちているという特徴がある。司法アクセスの改善に向けたニーズが異なる進化過程を演出しているものと考えられる。そして、リーガルテック・サービスが非弁行為に該当するのではないかという問題は、基本的には第三ステージの個人・小規模事業者向けのリーガルサービスにおいてその問題が議論されており、特に米国では、第一ステージ、第二ステージのビジネス法務の領域で非弁行為性が問題とされることはほぼない。

これに対して、日本の動向を見ると、AIを活用したリーガルテック・サービスと非弁行為をめぐる論争は、第一ステージの法律専門家の業務効率化レベルにおいて議論が集中しており、かつ具体的な争訟事例が少なくとも表面上は現れてきていないという特色が見出される。米国において、AIと非弁行為の問題は、個人の司法アクセスの改善の議論と結び付けて捉える傾向にあり、そこでの議論は個人・小規模事業者向けの領域の中で閉鎖的に展開され、企業向けの領域に入

り込むことはない¹¹⁾。これに対し、日本においてAIと非弁行為をめぐる論争が具体的な争訟として現れてこなかった背景には、リーガルテックの活用領域が企業向けに狭く展開されており、かつ個人・小規模事業者向けサービスを展開する上で各国で語られてきた司法アクセスの改善という問題意識が、日本においては十分に共有されてこなかったという事実が考えられる。

日本では、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士などの隣接士業が、個人や中小企業向けに日常的なリーガル・サービスを提供し、弁護士制度の枠外で未充足のニーズを吸収する重要な役割を果たしてきた¹²⁾。これらの職業は、弁護士を頂点とする法的職業構造のなかで、国や弁護士会を含む関係主体の合意に基づき制度化が図られてきたものであり、司法アクセスの不足を未然に補う制度的措置として設計されたものと捉えられる¹³⁾。この構造は長年にわたり安定的に機能しており、法的需要を静かに吸収することで、司法アクセスをめぐる問題が社会的対立や政策的争点として表面化することを効果的に防いできた。ゆえに、リーガルテックについても、事業者が非弁行為のリスクをあえて冒してまで参入するほどの強いニーズは表面化していなかったものと考えられる。リーガルテックは、リスクの低い企業向けの文脈で進展し、司法におけるアクセスギャップに対応する存在としては認識されてこなかった。

もっとも、こうした制度の安定性が、生成AIをはじめとする近年の技術革新の中で、今後も持続可能なかどうかは検討の余地がある。次章以降では、日米独における制度構成と規制対応の比較を通じて日本の特異性を検討し、さらに中小企業を対象とした実証分析を踏まえて、制度的受容の実態とその限界を明らかにしていく。

11) Benjamin H. Barton, *The Future of American Legal Tech — Regulation, Culture, Markets, in LEGAL TECH AND THE FUTURE OF CIVIL JUSTICE* 21, 23 (Cambridge University Press 2023).

12) 石田京子 = 佐伯昌彦「『法曹人口調査』にみる弁護士の需要と利用者の依頼意欲」法と社会研究2号(2016)85頁、101頁。

13) Kay-Wah Chan & Takayuki Ii, *Empowering Judicial Scriveners as Litigators in Japan: Is It Justifiable and of Value?*, 29 INT. J. LEG. PROF. 181 (2022).

Ⅲ 米国・ドイツにおけるリーガルテックの 非弁行為性に関わる紛争事例

1. 米国における非弁行為 (Unauthorized Practice of Law) の執行状況

世界の中でもリーガルテックの市場が最も伸長しているのは米国である。少なくとも、大企業向けのサービスとしての市場の伸長は著しい。一方で、米国の弁護士業務に対する規制は、世界の中でも最も厳しいものであると捉えられている。そのような市場環境にもかかわらず、米国市場の中でリーガルテックの市場が伸長していること背景には、非弁行為に関する規制が、現実にはサービス分野毎に細分化され、それぞれが別々の基準で柔軟に運用されているという実態が存在する。

Benjamin H. Barton は、法律業務を、(1) BigLaw と呼ばれる法律事務所や社内弁護士を含む企業弁護士が遂行する大企業向けサービス、(2) Main Street Lawyers (町弁) または People Law と呼ばれる、貧困者からアッパーミドルクラスまでの中小企業やそれほど裕福でない個人の代理人を務める民間弁護士によって営まれるサービス、(3) 貧困層のための政府提供の民事法律扶助サービス、(4) 大企業や裕福な個人を訴えることを生業とする原告側弁護士による訴訟遂行サービスの4つのカテゴリーに分類する¹⁴⁾。(1)の大企業向けのハイエンド領域と、(3)の貧困者を対象とする非営利団体や法律扶助事務所が活動するローエンド市場では弁護士規制はほとんど問題とされない一方で、個人・小規模事業者向けの、特に法律相談の提供の分野では、規制が積極的な役割を果たしているという弁護士規制の二極構造が観察される。米国において非弁行為が裁判において争われている具体的な事案は、個人・小規模事業者向けのサービスに限られている¹⁵⁾。

米国では、司法へのアクセスが二層構造に分離されていくことを懸念する論調が多く見られる。司法アクセスの問題は、弁護士が BigLaw と呼ばれる大企業ビジネスの分野にしか関心を示さず、PeopleLaw と呼ばれる個人・小規模事業者

14) Barton, *supra* note 11, at 25.

15) *Id.*

向けの世界から目を背けてきたことに起因するものである。しかし、リーガルテック・サービスはこれまで十分な司法アクセスが得られなかった層にマーケットとしての成長余地を感じている。

BigLaw と PeopleLaw のそれぞれの分野でもたらされる付加価値が法律業界全体でシナジーを実現することの重要性に着眼すれば、BigLaw 中心のリーガルテックの展開のみでは、法律業界全体の十分な進化は見込めない¹⁶⁾。むしろ潜在的な需要を掘り起こせていない PeopleLaw の方がより成長余力を秘めているはずである。リーガルテックは大企業向けのサービスに偏ることなく、個人・小規模事業者向けの領域をも含めた幅広い領域で進展していくことこそが、司法アクセスの改善につながるだけでなく、テクノロジーを通じた社会全体の進化にもつながる¹⁷⁾。

米国のリーガルテックの規制をめぐる法の執行状況はこうした議論の傾向をより敏感に反映したものとなっている。米国では、司法アクセスの問題が深刻であり、低所得者層のみならず、中流階級であっても法的サービスを受ける余裕がないという問題が長年放置されてきた¹⁸⁾。多額の学費を負担しながら苦勞して弁護士資格を得た弁護士の顧客ターゲットは、もっぱら富裕層や大企業に向けられており、低所得者層をターゲットとしたビジネスを手がけるものは限られる。リーガルテックは、このような弁護士サービスの間隙を縫う形で、弁護士法上の規制上の懸念を承知の上で、個人・小規模事業者向けの世界に進出を図っていっ

16) Armour & Sako, *supra* note 5.

17) もっとも、司法アクセスの問題は、リーガルテックが導入された場合にも解消に向かうことはないとする見解もある。大企業や一部の富裕層は高価であるが優秀な人間の弁護士へのアクセスが可能である一方で、それ以外の層には、安価であるが性能において必ずしも十分ではないリーガルテックによる支援に頼らざるをえないような可能性が指摘される。あるいは、大規模な法律事務所のみが優秀だが高価なリーガルテックを効果的に利用することで、その力を増大させていく結果、より手頃なサービス提供者である中小の法律事務所が競争力を失ってしまうとする懸念も示されている。See Drew Simshaw, *Access to A.I. Justice: Avoiding an Inequitable Two-Tiered System of Legal Services*, 24 YALE J.L. & TECH. 150 (2022) at 170-176.

18) See e.g., Deborah L. Rhode, *Access to Justice*, 69 FORDHAM L. REV. 1785 (2001); Barton, *supra* note 11, at 24 (2020年にWorld Justice Project (WJP) が発表した「法の支配指数 (Rule of Law Index)」によると、米国の民事司法制度の公正さは世界でも低位に位置する)。

た¹⁹⁾。

こうした歴史的な背景もあり、米国で繰り広げられているリーガルテック関連の訴訟は、主に、個人・小規模事業者向けの対話誘導型の法律文書作成サービスの非弁行為の正当性が争われるものであった²⁰⁾。対話誘導型の法律文書作成サービスは、企業向け以上に、個人・小規模事業者向けの世界でより重宝される。法律事務所と社内弁護士のバックアップがある大企業の法務実務では、わざわざ対話型の文章作成サービスを導入する必要性は相対的にも乏しい。法律家にとってリーガルテックは、業務効率化のための補助的なツールとして機能すれば十分であり、対話型の誘導を活用することのニーズはそこまで強くはないのかもしれない。ただ、そうした機能があれば便利であるのも事実である。

そこで、非弁護士による行為は弁護士の監督下で行われている、あるいはリーガルテック・サービスが企業の自己啓発例外 (self-help exception)²¹⁾や代書人例外 (scrivener's exception) に該当するなどといった大義名分を添える形で、リーガルテック活用についての理論武装を図る²²⁾。結果として、大企業向けや大手法律事務所向けのサービスにおいて、非弁行為が具体的に争われることはこれまでもほぼ皆無であったといえる²³⁾。また、2000年代初頭から湧き上がった、弁護士規制が独禁法に違反するのではないかとの問題提起は、弁護士会の非弁行為追求姿勢を緩めることにもつながった。LegalZoomやRocket Lawyerなどの

19) Barton, *supra* note 11, at 27.

20) See Catherine J. Lanctot, *Scriveners in Cyberspace: Online Document Preparation and the Unauthorized Practice of Law*, 30 HOFSTRA L. REV. 811 (2002).

21) 自助目的 (self-help) のあり方について論じたものとして、See D. James Greiner, et al., *Self-Help Reimagined*, 92 IND. L.J. 1119 (2017) (低所得者層向け支援の主流は、自助目的の資料の提供である。裁判所、法律扶助団体、公共図書館、弁護士会、近隣擁護センター、インターネットベースのネットワーク、ロースクール、プロボノグループ、さらには営利企業などによって積極的に配布されている)。

22) See e.g., Barton, *supra* note 11, at 27 (UPLのグレーゾーンに入るような業務について、大手法律事務所や企業内弁護士は、これらの業務はすべて弁護士によって監督されておりUPLではないと主張する)。

23) Barton, *supra* note 11, at 21 (BigLawと呼ばれるハイエンドと、非営利団体や相互扶助組織のローエンドにおいて、弁護士規制はほとんど存在しないか、あるいはほとんど執行されないのが現実である)。Ray Worthy Campbell, *Rethinking Regulation and Innovation in the U.S. Legal Services Market*, 9 N.Y.U. J.L. & BUS. 1 (2012) at 47-48.

個人・小規模事業者向けサービスは、非弁行為をめぐる数々の争訟を潜り抜けて、現在も生き残っている²⁴⁾。

以下、米国におけるリーガルテックと非弁行為をめぐる争訟について概観する。

(1) Unauthorized Practice of Law Comm v. Parsons Tech., Inc.

対話誘導型の法律文書作成サービスが非弁行為に該当するかが争われた初期の裁判事例として、1999年の連邦地裁判決である Unauthorized Practice of Law Comm. v. Parsons Tech., Inc. があげられる²⁵⁾。同判決は、対話形式でユーザーに質問に対する回答を求めながら法律文書を作成するソフトウェアである Quicken Family Lawyer のサービス提供が非弁行為 (Unauthorized Practice of Law : UPL) に該当するとして、テキサス州弁護士会が業者を訴えた事件である。第一審で非弁行為 (UPL) が認定された後、事件は控訴審で争われたが、その後テキサス州の改正弁護士法 (Tex. Gov't Code §81.101) によって、ソフトウェアが弁護士の助言に代替するものではないことが明確かつ目立つように記載されている場合には、ソフトウェアの販売は非弁行為 (UPL) には該当しないとされたことから、控訴審裁判所は、本事件を第一審に差し戻した²⁶⁾。

(2) LegalZoom v. N.C. State Bar

近年におけるリーガルテックをめぐる米国での論争としては、LegalZoom が実施するオンラインサービスの適法性をめぐる訴訟が有名である。LegalZoom の非弁行為性については、すでに複数の訴訟を通じて争われているが、その中でも代表的な事例として、LegalZoom がノースカロライナ州でノースカロライナ州弁護士会に対して提起した訴訟があげられる²⁷⁾。同州弁護士会が、LegalZoom の非弁行為を理由に同社が設置する前払リーガル・サービス・プラン (prepaid legal services plans)²⁸⁾ の弁護士会登録を拒絶したことの適法性が争われた。

24) Barton, *supra* note 11, at 38.

25) The Unauthorized Practice of Law Comm. v. Parsons Tech., Inc., 1999 U.S. Dist. LEX-IS 813 (1999).

26) The Unauthorized Practice of Law Comm. v. Parsons Tech., Inc., 179 F. 3d 956 (5th Cir. 1999).

裁判所は LegalZoom のサービスが UPL の例外事由に該当するかを検討し²⁹⁾、自助例外 (self-help exception) について、仮に LegalZoom のサービスが単に本人訴訟を行おうとする者に対する支援ツールにすぎないものであれば、UPL の例外事由に該当すると示した。代書人例外 (scrivener's exception) については、法的助言や判断を表明せずに、他人が提供した情報を記録することにとどまるのであれば、非弁護士の業務は UPL の例外として認められるとするものである³⁰⁾。ノースカロライナ州の裁判所は、これらの論点について判断を下すには、より詳細な事実の記録が必要であるとして結論を留保した³¹⁾。

さらに LegalZoom は、2015 年に、ノースカロライナ州弁護士会に対して、前払リーガル・サービス・プランへの同社の登録を拒否したことは連邦反トラスト法に違反すると訴えた³²⁾。その後、両当事者は和解交渉に入り、LegalZoom が①同州で提供するすべての文書の評価をノースカロライナ州の弁護士に依頼すること、②課金前に、顧客が白紙の文書テンプレートの全文を閲覧できるようにすること、③書式は弁護士の代わりにはならないことを顧客に通知することを条件として和解が成立した³³⁾。

27) LegalZoom.com, Inc. v. N.C. State Bar, 2014 NCBC 9 (2014). 本件訴訟に至る経緯としては、2008 年に、ノースカロライナ州弁護士会は、同州における LegalZoom の活動は無許可の弁護士業務であるとして、停止命令を出した。LegalZoom はその活動を停止せず、その後、弁護士会が同社の「前払リーガル・サービス・プラン (prepaid legal services plan)」の登録を拒否したため、救済を求めて弁護士会を相手にノースカロライナ州裁判所に訴訟を提起した。See Shipman, *supra* note 6.

28) 前払リーガルサービスプラン (prepaid legal services plan) とは、サブスクリプションベースのプランであり、必要ときに会員に法務サービスを提供し、将来の法的ニーズに対する保険として機能する低中所得者向けの制度である。

29) LegalZoom.com, Inc. v. N.C. State Bar, *supra* note 27, at 58-69.

30) なお、自助例外、代書人例外はともに、合衆国憲法修正第 1 条 (First Amendment) の表現の自由に関わる論点である。Id. at 58-59.

31) Id. at 69.

32) LegalZoom は、ノースカロライナ州で歯科医療を規制するノースカロライナ州歯科検査委員会が、歯科医でない者に対して歯のホワイトニングサービスを提供することをやめるように命じたことが、連邦独占禁止法に違反しているかどうか争われた事件 (North Carolina State Board of Dental Examiners v. Federal Trade Commission, 574 U.S. 494 (2015)) に第三者意見 (amicus curiae brief) を提出した。州医師検査委員会が独禁法の適用対象外とはならないとの判断が下されたことをふまえ、LegalZoom は、ノースカロライナ州弁護士会に対して独禁法訴訟を提起した。See Shipman, *supra* note 6 at 947.

ノースカロライナ州議会はその後、2015年に「弁護士業務」の定義の明確化をはかるための法律を可決し、ノースカロライナ州一般法典84-2.2条に成文化した³⁴⁾。同条では、対話誘導型のオンラインサービスは、同サービスが提供するテンプレートについて事前に弁護士の確認を得ること、サービスが弁護士による助言ではない旨を開示することを条件に、弁護士業務の定義に含まれないことが確認されている³⁵⁾。

(3) Jason v. LegalZoom.com, Inc.

ミズーリ州の訴訟である Jason v. LegalZoom.com, Inc. は、LegalZoom のサービスを購入した個人が LegalZoom の無許可の法律行為を理由に提起した集団訴訟である³⁶⁾。この事件で裁判所は、LegalZoom のサービスは、無許可の法律行為に関する自助のためのサービス (self-help service) であるに過ぎないかどうかについての検討を行った。裁判所は、ユーザーが LegalZoom の書式をダウンロードして印刷し、自分で記入するような do-it-yourself 型のサービスであればともかく、ユーザーが対話誘導型のオンラインサービスを使用する場合には別の考察が必要であると指摘した³⁷⁾。

裁判所は、LegalZoom の従業員が随所でプロセスに介入する点に着目し、弁護士資格を持たない LegalZoom の従業員が、文書作成の過程で、スペルや文法をはじめとする確認作業を行うことは、単なる自助サービスの範疇を越えているとした³⁸⁾。また、ユーザーのインプット内容に即した分岐型のテンプレートが LegalZoom の非弁護士従業員によって作成されている点に着目し、こうした人間の介入行為は、弁護士がクライアントのインプットに即して法律文書を作成することと異ならないものと評価できるとした³⁹⁾。

33) Shipman, *supra* note 6, at 947.

34) *Id.* at 947.

35) *Id.* at 947.

36) Jason v. LegalZoom.com, Inc., 802 F. Supp. 2d 1053 (W.D. Mo. 2011).

37) *Id.* at 1064.

38) *Id.* at 1064.

39) *Id.* at 1065.

しかし、事実審 (trial) での判断が下される前にこの訴訟は和解が成立し、LegalZoom は原告に補償金を支払い、一定の業務変更を行うことに同意した⁴⁰⁾。

(4) DoNotPay

米国は世界の中でも司法アクセスの危機に瀕する国として認識されている。そのような中で、AIを活用した個人の自助 (self-help) を支援するサービスが司法アクセスの問題を解決するのではないかと期待されるようになり、その賛否をめぐってこれまでさまざまな議論が展開されてきた⁴¹⁾。そうした AI サービスの代表例として議論の対象とされてきたのが DoNotPay である。DoNotPay は、低額のサブスクリプション費用で Chatbot を通じた対話型の法的サービスを提供している。創設時は、交通違反切符を争うためのアプリとして始まったが、その後、交通違反切符以外にも移民などの法的トピックについても取り扱うようになった⁴²⁾。2023 年には、法廷でアプリを活用することにも挑戦しようとした。交通違反の法廷に DoNotPay のアプリを持ち込み、被告がイヤホンを通じてアプリから指示を受けるという仕組みを導入することを企図したのであるが、非弁行為の懸念があるとの指摘を受け、計画は断念されている⁴³⁾。

40) Shipman, *supra* note 6, at 949. なお、LegalZoom のサービスをめぐる訴訟としては、本文にあげるもののほか、2017 年に知財法律事務所が提起した訴訟が挙げられる。そこでの主張は、LegalZoom が無許可の弁護士業務に従事し、伝統的な弁護士業務に関連する規制コストを回避することで、競争を実質的に制限していることの不当性を訴えるものである。訴状では、米国特許商標庁、カリフォルニア州、アリゾナ州、テキサス州の弁護士会についても、LegalZoom の業務を許可することによって、実質的に LegalZoom の独占を幫助しているとして、被告に加えられている。訴状では、一般に弁護士が難関の司法試験を受け、多大なコストをかけて実施する弁護士サービスに対し、LegalZoom が同じサービスをそのようなコストを要さずに実現していることの不当性が主張され、同社の競争制限行為に対して 6,000 万ドルの損害賠償請求がなされている。LegalForce RAPC Worldwide, P.C. v. LegalZoom.com, 2017 U.S. Dist. Ct. Pleadings LEXIS 34838 (2017). See Shipman, *supra* note 6, at 949-950.

41) See e.g., Drew Simshaw, *Ethical Issues in Robo-Lawyer: The Need for Guidance on Developing and Using Artificial Intelligence in the Practice of Law*, 70 Hastings L.J. 173 (2019).

42) *Id.* at 176.

43) Megan Cerullo, *AI-powered "robot" lawyer won't argue in court after jail threats*, CBS News, January 26, 2023 (<https://www.cbsnews.com/news/robot-lawyer-wont-argue-court-jail-threats-do-not-pay/>).

Chatbot を利用した前衛的なビジネスモデルは集団訴訟の対象にもなっている。DoNotPay のサービスが非弁行為であるとして DoNotPay に対して提起された訴状によれば、機械が示す助言が純粹な機械の回答なのか、ある特定の人間のスクリーニングを経たものであるかが一見すると判別できない点をその根拠としてあげている⁴⁴⁾。また、イリノイ州の法律事務所は、DoNotPay の「世界初のロボット弁護士 (The World First Robot Lawyer)」などの広告について誤認表示 (false association) および誇大広告 (false advertising) であるとの訴えを提起しているが、原告が具体的な損害を被ったことを主張できなかったとして、訴えは棄却されている⁴⁵⁾。

(5) Upsolve, Inc. v. James

リーガルテックのサービスが非弁行為性の要件に関する自助例外 (self-help exception) や代書人例外 (scrivener's exception) に該当するかについての論点は、合衆国憲法修正第1条 (First Amendment) における言論の自由とも関連するものと理解されてきたが、近年では、かかる論点が、司法アクセスの問題解消とリーガルサービスの質の維持との比較衡量の問題としてクローズアップされるようになった⁴⁶⁾。言論の自由の論点が、リーガルテックの適法性に関して争点として取り上げられた最近の事例で注目を集めたのが、ニューヨーク州地裁の Upsolve, Inc. v. James 事件である⁴⁷⁾。

ニューヨーク州の NPO 法人 Upsolve, Inc. は、債務回収訴訟に直面した低所得のニューヨーク市民に法的アドバイスを提供するために、非弁護士のボランティアを訓練するプログラムを作成した。ボランティアは、訴訟に直面したクライアントに対して、州が提供する1ページの回答フォームのチェックボックスを記入することを支援し、クライアントが訴訟で欠席裁判 (default judgment) を受けしてしまう結果を回避させる⁴⁸⁾。ボランティアによる法的アドバイスは無料であ

44) Jonathan Faridian v. DoNotPay, Inc., 2021 CA Sup. Ct. Pleadings LEXIS 119781 (2023).

45) MillerKing, LLC v. DoNotPay, Inc., 702 F. Supp. 3d 762 (S.D. Ill. 2023).

46) See LegalZoom, Inc. v. N.C. State Bar, *supra* note 27, at 58-69.

47) Upsolve, Inc. v. James, 604 F. Supp. 3d 97 (S.D.N.Y. 2022).

り、クライアントが州の1ページの回答フォームを完成させるのを支援することに限定されていた。

同 NPO 団体は、ボランティアが非弁護士として法的アドバイスを提供することが UPL と見なされることでニューヨーク州司法長官から訴追されるリスクを負っているとして、司法長官による UPL の執行についての差し止めを求めて訴え出た。裁判所は、修正第1条の言論の自由にかかる論点として、本件への UPL の適用は厳格な審査基準によるべきと解されるべきこと、原告のプログラムは未解決の債務回収訴訟を軽減する助けとなる一方で、原告への執行の差し止めは、法曹界全体の規制独占を脅かすものとはいえないことを理由に、差し止めを認めた。

2. ドイツ・リーガル・サービス法

ドイツでは、リーガル・サービス法が非弁行為を規制する⁴⁹⁾。同法は、リーガル・サービスについて、他人の義務の履行に直接の影響を及ぼす可能性のある法的サービスのうち、法的サービスの正当な提供を危うくするおそれのあるものと定義し、ライセンスを有しない者によるリーガル・サービスを規制の対象としている。ドイツでは、リーガルテック・サービスと非弁行為に関連して最高裁が重要な判例を出している。

(1) 債権回収事業とリーガルテック

リーガル・サービス法におけるリーガルテック・サービスの取り扱いに関しては、債権回収業者による債権回収業務がリーガル・サービス法上の規制対象となるかが長らく問題とされていたが、ドイツ最高裁が示した2019年11月の Lexfox 事件⁵⁰⁾、2021年7月の AirDeal 事件⁵¹⁾などによって、債権回収事業者に

48) *Id.* at 104.

49) Act on Out-of-Court Legal Services (Rechtsdienstleistungsgesetz, RDG) (German Legal Services Act).

50) Supreme Court (Germany), 27 November 2019, VIII ZR 285/18. *See also* Carsten Krüger & Andreas Weitbrecht, *Bundling of Claims by Way of Assignment in Germany*, 2021 MASS CLAIMS 107 (2021).

よる債権回収サービスはリーガル・サービス法上の規制対象とはならないことが示された。

LexFox 事件は、LexFox が営むオンライン・ソフトウェアを活用した過払賃料の回収に関するサービスが、リーガル・サービス法上認められている債権回収業に該当するかが争われたものである⁵²⁾。同法は、規制緩和・自由化の流れの中で、2008年に、弁護士以外のものであっても、債権回収業として登録された事業者については債権回収の業務を認める改正を行った。LexFoxの業務は、債権回収代行の引き受けに先立って、オンラインでの対話誘導型の入力手続きを通じて、過払い賃料の存否の判断についての事案アドバイスを行うものである。このような債権回収に関連する実質的な法的な助言行為は、リーガル・サービス法において非弁護士に認められている債権回収業の範疇に含まれるものといえるのか、それとも独立した法的助言行為が含まれていることから非弁行為に該当するかが問題となった。

控訴審が、LexFoxの業務は一般的な法的助言の範疇に含まれるものとして無資格者による非弁行為であるとの結論を出したのに対し、ドイツ連邦最高裁判所

51) Supreme Court (Germany), 13 July 2021, II ZR 84/20. 本事件は、エア・ベルリンの破産後に、債務回収のための法務サービスプロバイダーとして登録された原告有限責任会社が、破産によってキャンセルされたエア・ベルリンの顧客の請求権を譲り受け、フライト費用の返還を求めて訴訟を提起した事件である。ドイツ連邦最高裁判所 (BGH) は控訴裁判所の判決を覆し、原告による債権回収業務は、ドイツ・リーガル・サービス法には抵触しないと判断した。

52) ドイツでは、主に都市部の家賃の高騰を抑制するため、2015年にドイツ民法 (Bürgerliches Gesetzbuch, BGB) が改正され、賃貸人が賃借人との間で新規に賃貸借契約を締結する際には賃料の値上げ幅が制限されることとなった。しかし、改正民法が施行されて間もない頃は、違反による罰則が定められていないこともあり、かかる規定に遵守しない賃貸人も少なからず認められる状況にあった。こうした状況に着目した LexFox は、賃借人が支払った過払賃料についての以下の回収代行サービスをはじめた。賃借人は、LexFox のウェブサイトアクセスし、賃料過払の判定フォームに賃借物件や賃料などの必要情報を入力する。インプットされた情報をふまえ、LexFox は自身のソフトウェアを活用して該当地域の賃料相場を比較し、過払いの有無についての判断を行う。過払いがあると判定された事案について、賃借人は LexFox に対して過払金回収および賃料減額交渉の代行を依頼することができる。その際、LexFox は賃借人から賃貸人に対する過払賃料請求権・賃料減額請求権を譲り受けるといった法的構成を採用する。そして、LexFox が訴訟等を通じて過払賃料の回収と賃料の減額に成功した場合、同社は成功報酬として一定額の報酬を賃借人より受領することができる。

は、無資格者による法的サービスからの消費者の保護とリーガル・サービスの自由化というリーガル・サービス法の趣旨に立ち返りつつ、同法に定める債権回収業者は、債権回収に関する包括的・実質的な助言を提供することができるものとした。その上で、過払賃料請求訴訟の代行などは債権回収業に密接に関連するものであること、同社の業務は契約書のドラフトや一般的な法的助言の提供など「債権回収業」の範疇を超える業務を含まないことなどを理由として、LexFoxの業務はリーガル・サービス法上適法な「債権回収業」に該当する旨判示し、過払金額などの認定のため審理を高等裁判所に差し戻した⁵³⁾。

ドイツ最高裁が示した一連の判決を踏まえて、2021年に「リーガル・サービス市場における消費者に優しいオファーの促進に関する法律（通称、リーガルテック法）」が制定された⁵⁴⁾。同法はリーガル・サービス法を含めた複数の法令を改正するものであり、リーガル・サービス法に関するものとしては、債権回収業者が債権回収に関連して法的助言を行うことを正面から適法と認めるなど⁵⁵⁾、債権回収業者の地位を強化する改正がなされている。

(2) SmartLaw 事件と対話誘導型法律文書支援サービス

2019年に、ハンブルグ弁護士会は、顧客が法律文書のテンプレートにアクセスし、オンライン対話システムを使って文書を作成することを可能にするウォルターズ・クルワー（Wolters Kluwer）社の製品である SmartLaw の提供を禁ずることを求める訴えをケルン地方裁判所に提起した⁵⁶⁾。弁護士会は、本件対話誘導型の法律文書作成プラットフォームは、事実上、消費者を害する可能性のあ

53) 連邦最高裁は、リーガル・サービス提供者の職業の自由（基本法第12条第1項）および譲渡人の財産権（基本法第14条第1項）を考慮し、許可された債権回収サービスは、争いのない請求に限定されず、複雑な事案や訴訟を予期した場合でも、請求の執行に関する包括的かつ完全な法的助言と支援を含むと判示した。See Kruger & Weitbrecht, *supra* note 50.

54) German Act to Promote Consumer-Oriented offers in the Legal Services Market (Gesetz zur Förderung verbrauchergerichteter Angebote im Rechtsdienstleistungsmarkt) (German Legal Tech Act).

55) Article 3.2 of the German Legal Tech Act (Amendment to §2 of the German Legal Service Act).

56) Supreme Court (Germany), 9 September 2021, I ZR 113/20.

るリーガル・サービスを提供するものであり、リーガル・サービス法に違反していると主張した⁵⁷⁾。これに対して、ウォルターズ・クルワー社は、同システムは、個人に具体的な法的アドバイスをしているものではなく、彼らが提供しているサービスはドイツの弁護士の権利を侵害しているとは考えられないと主張した。

リーガル・サービス法は、リーガル・サービスの提供に関するライセンス制度を導入しており、リーガル・サービスとは、個々の事案について法的評価を必要とする当事者に対して提供するサービスであると定義されている。こうしたリーガル・サービスを提供できる主体としては、弁護士資格を有する弁護士のほか、債権回収業者（ドイツでは多くのリーガル・テクノロジー企業がこのカテゴリーを利用している）が想定されており、これら主体にライセンスが付与されている。しかし、法律出版社は通常、弁護士として活動することは認められていないことから、ウォルターズ・クルワー社のサービスが非弁活動に該当するのではないかが問題とされた。

ドイツ連邦最高裁は、同社が提供する対話型オンライン文書作成サービスは個別具体的な法的評価を伴うものではないとし、たとえオンライン上で対話型でクライアントをナビゲートしながら契約書等の文書を作成するような事案であっても、クライアントに対しては個別事案のアドバイスを行うものではないことが明確に示されている場合には、規制対象とはならないとの判断を示した。最高裁は、ドイツ・リーガル・サービス法は消費者保護を目的とするものであるが、Smart-Lawのようなツールを利用する際、利用者は事案についての個別の法的な評価を期待していないはずであると判断した。

3. 小括

オンラインのリーガルテック・サービスの非弁行為性を判定するにあたっては、ドイツでは、「個別事案のアドバイスを伴わないもの」であるかどうか、米国で

57) Smart Law が提供する法律文書のテンプレートは、企業向けのものに限らず、婚姻、相続、個人旅行に関する法律文書など、個人向けのものも広く含まれている点において、日本で展開されている契約支援型のリーガルテック・サービスとは色彩が異なる (<https://www.smartlaw.de/rechtsdokumente>)。

は、「自助例外 (self-help)」や「代書人例外 (scrivener's exception)」であるかどうか判断の一つの指標として用いられている。企業向けのサービスであれば、企業経営者や法務担当者において、これらの点を十分に理解した実務遂行が期待できるのであるから、非弁行為の問題が惹起される可能性は低いと考えてよいであろう。

そして米国では、リーガルテック・サービスの非弁行為性をめぐる論点は、リーガルテック・サービスは司法アクセスへの障壁を抱える弱者にとっての代替としてどこまで許容されるのかという文脈において、司法アクセスの改善の問題と詐欺的なリーガル・サービスの回避という2つの大きな命題の中でバランスのとれた判断が求められている。

IV 日本におけるリーガルテックの非弁行為性をめぐる議論の傾向

1. 個人向けリーガルテック・サービスの導入状況

日本では、リーガルテックと非弁行為の問題をめぐって、その適法性が争われた具体的な争訟事例が報告されていないという特徴があげられる。テクノロジーを活用した法律業務の正当性に関する具体的な紛争が裁判例として報告されていないことは、広く個人・小規模事業者向けでリーガルテックが十分な存在感を発揮できていないことを示唆するものでもある。

非弁行為の問題については、近年、AIを活用した契約書作成支援サービスの適法性に疑義が捉えられ、AIと弁護士法の論点において政府レベルでの議論が進み、2023年8月には法務省のガイドラインが公表された⁵⁸⁾。しかし、海外において、AI活用と非弁行為をめぐる問題提起や論争が具体的な事件を通じて争われていることと比較すると、比較的穏やかに展開されているといわざるを得ない。リーガルテック事業者は、独自の業界団体を組成するなどのロビイング活動を行い、AIを活用したサービスの適法性をさまざまなチャネルを通じて訴えか

58) 法務省大臣官房司法法制部・前掲注2)。

けている。弁護士会もこれに呼応してAIと法曹倫理についての議論を深めている。しかし、そこでの議論のターゲットは、契約書レビュー支援の領域に限定されたものである。そして、実のところ、企業実務の現場でこのことを真剣に問題であると憂慮する実務家はほとんど存在しなかったものと思われる。ごく限られた一部の実務家が、そうした論点が万が一顕在化した際に自らが巻き込まれるごくわずかなリスクについて憂慮し、火を完全に消しておくことに越したことはないとして、かかる論点に取り組んだ。ただ、全体感として、AIと法曹倫理の争点、議論のための議論のような様相を呈してしまった感がある。

日本でのリーガルテックと非弁行為に関する動向は、具体的な訴訟をも含んだダイナミックな論争が繰り広げられている海外の動向と比較すると、議論の焦点が微妙に異なっているように思われる。司法アクセスの改善が課題として取り上げられている米国では、個人・小規模事業者関連の比較的シンプルな法律問題をターゲットにおいた法律支援のサービスが数多く登場しており、その適法性をめぐって数多くの訴訟が提起され、世間の耳目を集めてきた⁵⁹⁾。米国では、個人・小規模事業者向けに遺言書、生前信託、著作権登録、商標出願などの法律文書作成サービスを展開するLegalZoomが訴訟のターゲットとして注目され、ドイツでは、オンラインでの債権回収代行サービスの適法性が議論されてきた⁶⁰⁾。

これに対して、日本では、リーガルテックによるリーガル・サービスの提供の正当性を司法アクセスの改善という切り口から正当化していこうとする論調はあまり見られない。弁護士の活動が広く人々の日常の活動領域の隅々にまで行き届いていないのではないかという論点は、少なくともリーガルテックの非弁行為性という文脈では、特に問題意識として取り上げられることはない。まさに日本的な特徴であるといってよいが、こうした特徴がどのような時代背景の下で形成されてきたのかを探ることは重要であろう。特に、日本は他国と比較して弁護士人口が少ないとされる中、なぜ司法アクセスの問題が顕在化しないのか、そして司法アクセスの穴を埋めるためのリーガルテックの活用という動きが見られないの

59) Benjamin H. Barton & Deborah L. Rhode, *Access to Justice and Routine Legal Services: New Technologies Meet Bar Regulators*, 70 HASTINGS L.J. 955 (2019).

60) See e.g., Shipman, *supra* note 6; Soukupová, *supra* note 6.

かは興味深い考察テーマである。

そこで本章(Ⅳ)では、まず、弁護士法におけるリーガルテックと非弁行為に関する日本の議論の経緯について示しておきたい。

2. 法務省ガイドライン

2023年8月1日に、法務省は、「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条の関係について」と呼ばれる文書を公表した⁶¹⁾。リーガルテック事業者が提供するAI契約自動レビューサービスについて弁護士法72条に抵触する疑いが指摘されてきたことを踏まえ、法務省が中心となってガイドラインの作成に取り掛かったものである⁶²⁾。

弁護士法72条は、弁護士でない者が報酬を得る目的で「法律事件」に関して「鑑定…その他の法律事務」を業として行ってはならないと定める。法務省のガイドラインは、AIを用いた契約書関連サービスの提供に関する「法律事件」⁶³⁾と「鑑定…その他の法律事務」の解釈について示したものである。法務省ガイドラインが示した事件性と鑑定という2つの論点の解釈は、それぞれの論点が異なる歴史的起源と背景を抱える中、それぞれについて、その経緯に照らして条文の文意に照らした解釈を施した結果であると評価することができる。

今回の法務省ガイドラインによって、自社の提供するサービスが弁護士法上の問題を惹起しないことが確認できたとして、これを歓迎する向きもある。たしかに、現在世の中に通用しているリーガルテック・サービスの適法性が確保されたことはひとまずの前進であろう。ただ一方で、法務省によって示された解釈指針は、リーガルテックと弁護士法に関する国際的な議論の動向とはやや趣を異にしているようにも感じられる。

国際的な動向を概観すると、生成AIの進展に伴い、ユーザーが質問をインプ

61) 法務省大臣官房司法法制部・前掲注2)。

62) 小塚・前掲注1)。

63) 最判平成22年7月20日刑集64巻5号793頁は、事件性に要件に関連して、賃貸借契約の合意解約について非弁護士である被告が関与したことについて、「交渉において解決しなければならない法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件に係るもの」として、非弁行為であると判断した。

ットして回答を得るような形態の対話誘導型の文書作成サービスが普及していくことが想定され、低所得者向けのリーガルサービスの拡充のための活用が模索されている。そうした新しいサービスの態様は、今後さらに多様化し、進化していくことが想定される中で、国際的には欧米を中心に、迫り来る新しいサービスについて、様々なユーザー・カテゴリーにあわせて、どのような形で適切に規制を施していくべきかの未来志向の議論が続けられており、司法アクセスの強化の課題とも絡めた形で、判例等を通じてその輪郭が形成されつつある状況にある。

しかし、法務省が示した解釈指針は、以下にみるように、両論点の解釈は、弁護士によるリーガル・サービスの本質に迫った欧米のアプローチとは、かけ離れたものとなっているようにも思われる。

(1) 事件性要件

事件性要件については、弁護士法72条が弁護士以外のものに対して禁じる「その他一般の法律事件」にあたるかどうかの判断にあたっては、紛争が将来具体化または顕在化するような基礎事柄が存在するかどうかのポイントとなるものであると解されている⁶⁴⁾。しかし、かかる弁護士法の規定は、弁護士がまだ企業法務の実務に十分な関心を示していなかったであろう古き時代の弁護士実務の名残を残したものであるとも考えられ、弁護士・法律事務所が企業法務の領域に深く進出するようになってからの実務変化を十分には捉えきれていない。

現代において企業法務に求められる役割期待の少なからぬ部分が、必ずしも事件性が伴わない予防法務ともいわれる領域を構成している。企業弁護士や企業実務に携わる法律事務所には、予防法務の担い手として、いかに紛争を未然に防ぐかの役割が期待される。事件性を伴わない限り弁護士法に抵触しないという考え方に立つ場合、弁護士は、予防法務の領域においては、もはや独占的に業務を遂行すべき当事者ではないという結論が導き出されてしまう。しかし、弁護士のミッションに関するグローバルな中での本質的な議論は、まさに弁護士が独占的に果たすべき役割期待について、実際の紛争解決だけではなく、予防的な対応をも

64) 『最高裁判所判例解説 刑事篇 平成22年度』(法曹会、2013)116頁(三浦透)。

含めて、どのような線引きを行うべきかの問題である。

法務省は、「紛争が生じてからの和解契約の締結等は別として、通常の業務に伴う契約の締結に向けての通常の話し合いや法的問題点の検討」については事件性が存在しないとの見解を示す⁶⁵⁾。この見解に基づくと、「たとえば、物品の売買を業とする企業の場合、特別な事情のない売買取引のための契約書をレビューするシステムであれば『法律事件』に関するものとはならず、通常とは異なる一回性のプロジェクトなどに対応した契約書を作る場合には『法律事件』にあたる」といった線引きが考えられよう⁶⁶⁾。しかし、特別な事情のない取引と一回性のプロジェクトを適切に線引きすることは仮に可能であるとしても、企業法務の実務者の側から見た場合、両者に業務の本質としての違いはない。

複雑ではない取引であれば事件性なしという意味なのかもしれないが、同じような取引であっても、ある時は何も問題が起こらず、ある時は複雑な問題を惹起する。たとえば、定型的な売買取引であっても、取引相手によっては、準拠法や裁判管轄の条項について難色を示すこともあろうし、損害賠償の制限や ESG への取り組みを促す条項などを拒絶してくる可能性もある。これらをふまえると、「事件性」の概念は、少なくとも現代的な企業法務の世界では、弁護士による法律業務の独占の本質を議論するには、必ずしも適切な概念設定であるとはいえない。さらには、個人や小規模事業者向けのサービスを想定した場合、特別な事情もない案件であれば問題ないと割り切れるかどうかも定かではない。

(2) 鑑定要件

ゆえに、法務省ガイドラインが出されるまでの間、弁護士法 72 条をめぐる解釈論をめぐっては、「鑑定…その他の法律事務」という言葉の定義に注目が集め

65) 法務省・前掲注 2)。事件性要件については、リーガルテックが普及する以前から、グループ企業間で持株会社などグループ内の一社に法務業務を委託することが可能であるかという論点において議論がなされてきた。平成 28 年に法務省が示した見解によれば、契約書や約款のひな形を子会社に提供した上で、子会社が作成したドラフトをチェックし、一般的な法的見解を述べることにとどまるのであれば、非弁行為には該当しないとの見解が示されている。小塚・前掲注 1) 235 頁。

66) 小塚・前掲注 1) 236 頁。

られてきた。そうした解釈論は、ある意味、グローバルな議論の流れにも則したものであったともいえる。弁護士が独占的に担うべき業務スコープは何かを考える上では、契約書レビューにせよ、事件の法的評価にせよ、弁護士が担うべき「鑑定」あるいは「法律事務」という業務の本質は何かを見極めることが、法律家が実務の世界において担うべき役割期待を明らかにすることにもつながるからである。

この点、法務省ガイドラインは、「鑑定…その他の法律事務」の定義を狭く捉えている。法務省ガイドラインは、非弁行為が疑われる例として「審査対象となる契約書等の記載内容について、個別の事案に応じた法的リスクの有無やその程度が表示される場合」、「当該契約書等の記載内容について、個別の事案における契約に至る経緯やその背景事情、契約しようとする内容等を法的に処理して、当該処理に応じた具体的な修正案が表示される場合」を挙げる。これらの背景にある考え方としては、「言語的評価にもとづくシステムは『法律事務』を提供するものではなく、法的評価を自動的に行うシステムは『法律事務』にあたり得るという原則的な考え方を示している」とも捉えられる⁶⁷⁾。

しかし、こうした解釈は、今後の発展が見込まれる生成 AI を活用した新たなサービスの創造について、ネガティブな評価を与える。AI の活用についての将来的な見通しの中では、必ずしも親和的な定義設定であるとはいえない。

(3) 欧米との対比

この点について、現状普及しているリーガルテック・サービスについて評価した場合、今後の展開次第では鑑定の定義に当てはまってしまうことの懸念は十分には考えられるものの、主力プロダクトである電子署名サービスや契約書レビュー支援サービスについては、仮に法律事務の要件に該当し得るものであるとしても、サービス提供の本質からみて事件性の要件を満たすとは考えにくく、実務上特段の問題を惹起しないであろうと楽観視する向きもある。

しかし、広く海外に目を向けた場合、リーガルテックと非弁行為という論点に

67) 小塚・前掲注1) 241頁。

において現実に議論の対象とされている事案のほとんどは、日本でこれまで問題とされてきたような契約書レビュー支援のようなものではなく、より事件性が明確に認められる事案をターゲットとした、対話誘導型のサービスであることについて留意しなければならない。海外でこれまで議論の対象とされてきた事案は、いずれもオンラインのQ&Aのやりとりを通じて文書を作成する類のものであり、さらにそのように作成された文書が、より事件性のある具体的な紛争解決のために用いられることが意図されている。海外で紛争の対象とされてきた事案は、海外諸国では、リーガルテック事業者の活動を許容する方向での解決が図られてきている一方で、日本のガイドラインに照らせば、いずれも、事件性要件、鑑定要件の両方に抵触する可能性が高い事案であると考えられる。すなわち、リーガルテック事業をめぐる国際的な議論の動向や実務運用との対比で踏まえると、上記で示された法務省ガイドラインは、個人・小規模事業者向けをも含めた将来的なリーガルテックの普及を図ろうという視点においては、許容される範囲があまりにも狭く、必ずしも本質的な問題を解決できていないおそれがある⁶⁸⁾。

3. 考察

日本ではリーガルテックの活用と非弁行為に関連して、訴訟の提起等を通じた具体的事例をめぐる論争が裁判事例として報告されていない。法務省がイニシアチブをとってなされたAIと非弁行為に関する議論の中では、個人向けリーガル・サービスにおけるリーガルテック・サービスの非弁行為性が具体的に問題とされることはなかった。このことは、個人向けのリーガルテック・サービスの非弁行為への抵触可能性が広く問題とされてきた米国やドイツの動向と比較しても異例である。

筆者は、この点について、日本では、企業向けのリーガルテック・サービスを

68) 小塚・前掲注1) 238頁(実定法の解釈としては、「法律事件」および「法律事務」の該当性を中心として、「報酬を得る目的」「業として」の要件も含めた弁護士法72条の要件を個々に検討することとなるが、そうしたアプローチは、リーガルテックの発展に対して促進的ではない。サービス内容に比してレベルの高いリーガルテックであれば非弁行為に該当し、水準が低ければ非弁の問題は生じないという結論に至りやすく、「リーガルテックは現状以上に発展しない方がよい」という本末転倒の議論になってしまう)。

除いて、リーガルテック・サービスそのものが、まだ個人・小規模事業者（PeopleLaw）向けの弁護士代替サービスとして浸透していないことを示唆するものではないかと考えている。すなわち、日本のリーガルテックは、法律事務所や企業内の弁護士、法務部員の業務効率化にフォーカスが当てられ、リーガルテック・サービスを提供する業者も法律家の業務効率アップを課題として捉えた上で、販売戦略を練っている。弁護士サービスが十分に行き届いていないとされる一般個人や小規模事業者を対象としたニッチ領域に攻め入るといった課題意識にまでには至っていないということなのかもしれない。

仮にそうだとすると、我々の関心は、なぜ日本のリーガルテック・スタートアップは個人・小規模事業者向けの分野を有望市場として捉えきれていないのかという問題に向けられる。このことは、特に米国で注目されている司法アクセスの改善の議論が日本においてどのように捉えられているのかの問題と重なってくる。

2つの可能性が考えられる。第1は、日本は欧米諸国と比較しても、そもそも司法アクセスの問題がそれほど深刻ではない（そもそもリーガルテックの需要がない）という可能性である。ただし、その背後には、より構造的な制度的・文化的要因が存在していることも見逃すべきではない。既にⅡで論じたとおり、日本では、司法書士、行政書士、社会保険労務士、不動産鑑定士など、弁護士に準じたリーガル・サービスを担う隣接士業が制度的に確立しており、利用者にとっては、必ずしも弁護士に依拠せずとも、地域的ネットワークや身近な専門職を通じて、法律相談や一定の実務支援を受けることが可能な制度構造の中に置かれている。このような環境の下では、日常的な法的課題に対してテクノロジーを積極的に活用する必然性が相対的に低くなり、リーガルテックの導入が顕在的な社会的ニーズとして浮上しにくい構造が形成されている。

第2は、日本の非弁行為をめぐる思想の本質が未だ世の中において十分に認知・理解されておらず、リーガルテック・ツールを広く法律家の代替として個人・小規模事業者向けにまで拡大することの是非についての議論を喚起しづらい構造を有しているという点である。この第2のシナリオについては、個人・小規模事業者向けのリーガルテックの需要は潜在的には存在するが、非弁行為の考え方が他国に比較して過度に保守的であるがゆえに、新規事業への障害となってい

るか、あるいは非弁行為の本質が見えづらく、本質の議論にたどり着く以前に事業者が起業を断念しているかのいずれかが想定される。

米国が、世界的にみて厳しい非弁規制を設けているにもかかわらず、個人・小規模事業者向け領域のサービスがそれなりに拡充してきた背景には、個人・小規模事業者向けに弁護士サービスが行き届いていないという司法アクセスの問題を契機に、たとえクオリティにおいて十分とはいえないリーガルテックのサービスであっても、「ないよりはましである」という発想が事業者を強く後押ししているからであるとも言われている⁶⁹⁾。

これに対して、日本のマーケットでは、リーガル・サービスの品質に関する意識が強いためか、事業者としても、個人・小規模事業者向けの起業には慎重にならざるを得ないのかもしれない。そしてこのことは、リーガルテックと非弁行為について、訴訟をも交えた激しい議論が交わされてきた欧米の実務との対比において、日本の非弁行為をめぐる考え方の特異性が現れているようにも思われる。一般に商品やサービスの市場は、高品質から低品質まで幅広いラインナップが想定され、消費者はそうした中から自身に適したものを選択する。もちろん、リーガル・サービスについても低品質が許容されてよいと割り切ることは慎重でなければならないのではあるが、ユーザーによって、志向するリーガル・サービスのレベルが多様であるという発想には至っていない。非弁行為の該当性を、需要と供給の観点も交えながら、さまざまな立場のユーザーの利用目的等に応じて柔軟に解釈していくというアプローチはほとんど意識されていないと言わざるを得ない。

このような状況は、消費者選好の多様性を反映した市場形成を困難にし、非弁行為の解釈や適用に柔軟性を持たせる余地も限られてくる。制度が、実際の利用実態や社会的ニーズに応じた現実的対応を模索するのではなく、あるべき象徴秩序の維持に重きを置くことで、制度的議論そのものが回避されている可能性がある

69) Barton, *supra* note 11, at 42 (企業のクライアントは、完璧にあるいは完璧に近い形で機能する自動化されたプロセスしか受け入れないだろうが、貧困層向けの法律業務は完璧である必要はないとされる。多くの人は、この事実違和感を覚えるであろうし、必ずしも良いことではないが、これが現実である。貧困層のための対話型フォームの導入基準は「何もしないよりはまし」であり、これによって積極的な実装が可能となっている)。

る。確かに、司法アクセスの問題が顕在化していないことは、制度の安定を意味する側面もあるが、それがテクノロジーの発展やサービスの多様化を妨げる要因となっているとすれば、制度的課題としての再検討が求められる。非弁行為の枠組みや、リーガル・サービスのあり方について、本質的な議論が後回しにされることで、結果的に新たな選択肢の芽が摘まれてしまう可能性も否定できない。

こうした点を踏まえると、日本の制度的対応の静けさは、必ずしも制度が安定的に機能していることを意味するわけではなく、制度的な応答の回避と沈黙によって保たれている構造的均衡なのかもしれない。このような視点は、次章において論じる生成 AI の制度的受容とも深く関連しており、制度が新技術に対していかに向き合うべきかを問う上でも、重要な理論の手がかりを与えるものである。

V 日本の個人・小規模事業者におけるリーガルテック活用と司法アクセス

前章において考察したとおり、日本におけるリーガルテックの非弁行為性をめぐる議論は、AI 契約書レビューのような企業向けサービスに関する問題が中心の論点とされ、個人向けサービスの非弁行為性については、訴訟等を通じた制度的摩擦がほとんど表面化してこなかった。その背景としては、隣接土業の存在や地域コミュニティによる補完などによって、日本では司法アクセスの問題が顕在化しないという特徴があり、ゆえにリーガルテックの導入も、個人・小規模事業者向けの領域では限定的なものにとどまり、制度的な摩擦や対立が表面化する機会自体が乏しいということが考えられる。このことは、米国において、リーガルテックの非弁行為性に関する論点が、司法アクセスという社会課題と結びつけられながら議論されてきたこととは対照的である。

仮にこのような構造が安定的に継続していくのだとすれば、日本におけるリーガルテック市場は今後も大企業向けの業務支援型サービスを中心に発展し、個人や小規模事業者が制度の外側に取り残されていくということになるのであろうか。それとも、生成 AI の進展などを契機に、個人や小規模事業者によるテクノロジー導入のあり方に変化をもたらすのであろうか。仮に個人や小規模事業者におい

て、テクノロジーの活用に対する意識の変化が今後出てくるのだとすれば、リーガルテックと非弁行為の議論は、どのように進んでいくのであろうか。

1. 中小企業調査

このような問題意識をふまえ、本章（V）では、これまでの議論を補強すべく、実務の現状を正しく確認するという目的の下、日本の小規模事業者（中小企業）においてリーガルテックがどのように認識され、どのような段階で導入が検討されているのかについて、筆者が所属するリーガルテック研究会が実施した中小企業を対象とした調査結果を通じた解析を行った。同調査は、2024年秋（2024年9月2日～10月4日）に実施されたものであり、中小企業1000社を対象にダイレクトメールを郵送し、45社からの回答を得ている。調査内容は、筆者が別稿で紹介した大企業向け調査とほぼ同一の質問項目によって構成されており、これにより、リーガルテック導入状況などの主要変数について、比較可能性を確保した上での統合的な分析が可能となっている⁷⁰⁾。ただし、中小企業向け調査では、追加的に汎用性あるAI（生成AI）を活用しているかについての質問を加えている。回答企業数は45社である。

生成AIの活用状況については、「利用している」「利用していない」「そのような業務はない」の3つの選択肢から回答を得たが、「そのような業務はない」は当該業務の不存在とみなして欠損値とした。また、リーガルテックの導入状況については、「導入している」「導入を検討している」「導入していない」「そのような業務はない」の4つの選択肢から回答を得ているが、前節の弁護士の起用・法務機能の拡充とリーガルテック導入の関係についての調査と同様に、「導入を検討している」と「導入していない」は、いずれも実際の導入には至っていない段階であることから非導入と判断し統合、「そのような業務はない」は、同様に欠損値とした。調査アンケートでは、質問の対象となるリーガルテック領域は10領域に及んでいるが、本章での実証分析では、そのうち、契約書作成、契約書審査、法律調査、ナレッジ管理4つの領域を取り上げた。

70) 小林一郎「テクノロジーによる法律専門職の構造変革：リーガルテック・ALSPのビジネスモデルがもたらす法務DXの行方」一橋法学24巻1号1頁（2025）。

表1：汎用的 AI とリーガルテック導入状況（中小企業調査 n=45）

分類	契約書作成		契約書審査		法令調査		ナレッジ管理	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
両方導入している	1	3.6%	1	3.3%	1	5.9%	0	0%
汎用的 AI のみ導入している	4	14.3%	2	6.7%	3	17.6%	1	3.8%
リーガルテックのみ導入している	1	3.6%	0	0%	0	0%	0	0%
いずれも導入していない	22	78.6%	27	90.0%	13	76.5%	25	96.2%
合計	28	100%	30	100%	17	100%	26	100%

「そのような業務はない」と回答した企業は欠損値として除外済み。

2. 記述統計から推測される中小企業のリーガルテック活用状況

表1の記述統計から、そもそも中小企業において、リーガルテックを導入している割合は極めて低い比率にとどまっていることがわかる。契約書作成では28社中2社、契約書審査では30社中1社、法令調査では17社中1社、ナレッジ管理では導入企業が1社も存在していない。日本の中小企業においてリーガルテックはほとんど浸透していないことがわかる。

3. 汎用性ある生成 AI の活用：Fisher 正確検定

一方で、汎用性のある生成 AI については、少し違った結論が導かれる。記述統計の結果に基づき、生成 AI 活用の有無とリーガルテック導入の関連性を検証した。この検証には、サンプル数が限られた場合にも有効とされる Fisher の正確検定を用いた。これは、クロス集計表における2つの変数の間に統計的な関係が存在するかどうかを、正確な確率計算によって判断する手法である。なお、p値が一般的な有意水準(0.05)を上回る場合、両変数の間に統計的な関連があるとは言えないと判断される。本分析では、いずれの業務領域においてもこの有意水準を下回る結果は得られなかった。

契約書作成：契約書作成業務において生成 AI を活用している企業は5社であり、そのうち1社(20%)がリーガルテックも導入していた。他方、生成 AI を活用していない企業(27社)では、1社(約3.7%)のみがテックを導入してい

た。Fisher の正確検定の結果、両者の間に統計的に有意な差は認められなかった ($p=0.292$)。

契約書審査：契約書審査業務では、生成 AI を活用している企業 3 社中 1 社がリーガルテックを導入していたのに対し、活用していない企業 (27 社) ではリーガルテックの導入例は見られなかった。Fisher の正確検定の結果、 p 値は 0.100 となり、統計的に有意な差は確認されなかったが、完全に無差別とは言いつれない水準でもあるため、今後のデータ蓄積に応じた追加検証が求められる。

法令調査：法令調査関連の業務において、生成 AI およびリーガルテックの双方を導入している企業は 1 社 (5.9%)、生成 AI のみを導入している企業は 3 社 (17.6%) であった。リーガルテックのみを導入している企業は存在しない。Fisher の正確検定の結果、 p 値は 0.229 となり、統計的に有意な差は認められなかった。

ナレッジ管理：リーガルテックを導入している中小企業は 1 社も存在せず、検定を行うための前提が成立しなかった。

以上の結果から、現時点では、いずれの業務領域においても生成 AI の活用有無とリーガルテック導入の間に統計的に有意な関連性は確認されなかった。生成 AI の活用とリーガルテック導入の関係性については、現時点で特定の傾向があるとは言えず、偏りのない分布が確認された。生成 AI の活用は、必ずしもリーガルテックの導入を含めた選択肢の中で選ばれているというものではないことがいえる。

4. 含意

以上の分析結果からは、以下の三点が示唆される。

第一に、中小企業におけるリーガルテックの導入は極めて限定的であり、少なくとも現時点においては、導入の優先順位が低いと認識されている可能性がある。表 1 に示されたように、導入企業は各業務領域において数社にとどまり、導入率は全体として非常に低い水準にある。これは、魅力的な商品の不存在の可能性のほか、導入企業側の関心の欠如や、製品の認知・導入インセンティブの不足を反映している可能性がある。

第二に、生成 AI はリーガルテックとは異なる導入軌道をたどっている。調査結果によれば、「生成 AI のみを導入している企業」は一定数存在する一方で、「リーガルテックのみを導入している企業」はほとんど見られなかった。この非対称的な構図は、生成 AI が制度的な承認や法的ラベリングとは無関係に、実務上の代替的な手段として静かに受容されつつあることを示唆している。

第三に、制度的に可視化されていない需要が、生成 AI の利用というかたちで表出している可能性がある。すなわち、司法アクセスの問題が制度の枠組みの中で「見えにくい」かたちで埋め込まれているため、テクノロジーへの需要が制度内で顕在化しにくくなっているという構造的な事情が考えられる。このような文脈では、「リーガル」を冠さない生成 AI のような技術が、制度の外縁から静かに実務に浸透することで、初めて潜在的なニーズの輪郭が浮かび上がる。

この点において、制度が何を「リーガル」とみなすかというラベリングの力学は、単なる言葉の問題にとどまらず、制度的関心が及ぶ範囲と沈黙が選好される外部との境界線を決定づけている。このラベリングの枠組みこそが、制度的応答の発動条件であり、逆に言えば、ラベルを付されないものには制度は応答しないという構造がある。この偏在は、単に偶発的に技術需要が存在しなかったことを意味するのではなく、むしろ制度側の選好構造、すなわち制度が特定の技術領域に関心を向けず、あえて応答しないという構造的選択の帰結として捉えることができる。制度が「見ようとしなない」ことによって、結果として需要が制度内で「見えなくなる」構造が生み出されているのである。

とりわけ中小企業において想定される技術ニーズは、業務効率化といった組織内オペレーションの支援というよりも、日々直面する法的課題や契約・トラブルに対する実務的な対応策の提示といった、より直接的な「相談相手」としての機能であると考えられる。このような状況において、リーガルテックは「法律業務」に該当する可能性があるがゆえに、制度内ではネガティブあるいはグレーな対象として明示的に可視化され、かえって導入が慎重に扱われる。つまり、制度的に「見えてしまう」ことが、導入の抑制要因として働いているのである。

これに対して、生成 AI は「リーガル」を名乗らず、制度の内枠で白黒を問われる対象として扱われることがないため、制度的な関心の網からすり抜けていく。

ユーザーにとっても、それが法律業務とみなされるか否かを判断する明確な基準は存在せず、その立ち位置の曖昧さゆえに「便利であれば使ってみる」という選択が合理的となる。このように、制度が「見ようとしない」対象に対しては、そもそも法的な問題性が問われることもなく、導入や利用は制度の外枠で静かに進行することとなる。

他方で、制度を構成するアクターの側からしても、このような生成 AI の浸透は、制度的規律が形式上は維持されているかのような「外観」を保ちながら、制度の統制の外で実務が変容していくことを意味している。しかし、制度がそれを「見てしまう」ことは、自己の規律の無力化を認めることを意味しかねない。したがって、制度の側もまたそれを正面から認識しようとしないうという戦略的回避が働き、両者の沈黙が共犯的に制度的応答の不在を持続させる構造が形成されている。

このようにして、制度が「見ようとしない」ことで需要が「見えなくなり」、その不可視性ゆえに制度的応答が発動されないという構造が生まれる。結果として、「リーガル」を名乗らない生成 AI の静かな普及と制度的無反応の併存が制度的均衡として定着しているのである。

この構造は、リーガルテックの導入が進まない理由を、単なる技術需要の欠如ではなく、制度的不可視性に起因する構造的制約と捉える視座を提供する。したがって、生成 AI のような制度外の技術の利用実態を観察することで、制度内では捉えがたい需要の存在を補助的に推し量ることが可能となる。

なお、本節の実証分析は、いくつかの重要な限界を有しており、その解釈には注意が必要である。第一に、今回の分析は中小企業を対象とした調査に限定され、サンプル数にも限界があることから、今後はより精緻な設問設計とサンプル拡張を通じた追検証が求められる。第二に、本研究は横断的な定量調査データに基づくものであり、企業の業種特性や文化、経営層の法務感度など、リーガルテック導入に影響を与えうる潜在的な交絡要因を、本研究では十分に統制しきれていない点にも留意が必要である。本実証分析の知見は、中小企業における法務機能とテクノロジー導入の関連性に関する初期的な傾向を示すものであり、広範な一般化や政策的含意を導く際には慎重な解釈が求められる。今後の研究においては、

縦断的データや質的調査の導入を通じて、リーガルテック導入のプロセスにおける因果構造をより精緻に把握するとともに、企業内での活用実態やその評価軸を多面的に検討する必要がある。

VI 総括

本最終章では、本稿の総括として、これまで積み上げてきた比較法的検討と実証的知見をふまえ、日本における制度的応答の特異な構造を検討する。直面する制度課題に対して制度的応答をあえて行わないという制度戦略は、日本に限らずあらゆる国で見られる現象であり、単に政策の遅延や関心の欠如ではなく、制度があえて応答を回避する構造的選考の結果として読み解くこともできる。その実態に迫るために、本稿はあえて段階的な検証を重ねてきた。

1. 国際比較に見る制度的応答の差異

米国やドイツでは、司法アクセスの改善とリーガル・サービスの質の維持という二つの価値の間に緊張関係が存在し、そのバランスをめぐる制度的・倫理的議論が活発に展開されてきた。特に米国では、そうした議論の文脈に乗じたかたちで、リーガルテックが個人・小規模事業者向け（PeopleLaw）市場に参入し、非弁行為（UPL）との境界線を争点とする訴訟が多数提起されてきた。UPLの規制が厳格に運用されているように見える米国においても、規制対象の実態や市場ニーズを踏まえた運用上の工夫がなされており、たとえばLegalZoomのような企業は、具体的な争訟を通じて、自らのビジネスモデルの正当性を主張し、一定の制度的地位を確保してきた。

これに対して日本では、個人・小規模事業者向けのリーガルテック・サービスが、法律家の代替的手段として本格的に導入されているような兆候は乏しく、非弁行為に関する争訟事例も顕在化していないという実態がある。これは、単なる規制の厳格さや事例の少なさによるものではなく、制度の象徴的秩序の維持構造に起因する制度的沈静のあらわれであると捉えることができる。このような構造は、日本の法的サービスの供給体制や実務慣行に深く根差したものであり、国際

比較において日本の特異性を際立たせている。

2. 個人・小規模事業者におけるリーガルテック活用の実態

前章で取り上げた、中小企業を対象とした記述統計に基づく実証分析の結果からは、日本の中小企業では、リーガルテックの導入がいまだ限定的である一方、法律業務に生成 AI を活用する動きが一部で見られることが明らかになった。生成 AI のような汎用技術は、制度的な枠組みや資格要件を伴わず、誰もが自然に利用できる点において、従来の法的サービスとは異なる選択肢として制度の外側から静かに浸透している。実際、本研究の調査では、生成 AI を導入している企業の多くがリーガルテックを導入しておらず、両者の導入傾向には統計的な関連性が確認されなかった。これは、生成 AI が制度的整備や予算措置に依存せず、現場レベルで試行的かつ柔軟に導入される特性を示していると解される。

このように、「リーガル」という制度的枠組みを明示的に掲げるサービスは中小企業層で十分に浸透していない一方、制度と摩擦を起こさないかたちで展開される「名乗らないリーガル・サービス」としての生成 AI は、静かに受容されつつある。この現象は、非弁行為に関する制度的議論が顕在化していない日本の現状と表裏一体の関係にあり、制度的対立を伴わないかたちで生成 AI の普及が促進されている可能性を示唆している。

3. 制度の応答様式と「沈黙」の構造

以上のように、リーガルテックと生成 AI の導入状況を中小企業実務の視点から見ていくことで、日本の制度が形式的な制度枠組みを超えて、どのように沈黙のうちに秩序維持を選好しているのかという、より深層的な構造が浮かび上がってくる。

リーガルテックの導入が個人や中小事業者において進まないのは、必ずしも彼らのニーズが存在しないからではない。むしろ、事業者側が非弁行為のリスクを半ば無意識のうちに避けて市場参入に慎重になっており、またユーザー側も地域ネットワークや隣接士業といった既存の支援資源に依拠しているために、法的サービスへの新たな需要を積極的に可視化しないという、供給と需要の両面におけ

る「静かな均衡」が存在している。これは、米国のように制度的対立が顕在化する構造とは対照的である。

こうした構造を踏まえれば、リーガルテックや生成 AI に対して制度が本質的な応答を行わないことは、単なる偶発的な対応ではなく、ある種の構造的選好の反映であると見ることができる。制度は、あえて問題を争点化せず、「静かにやり過ごす」ことで「司法アクセスの担い手である弁護士」という象徴的秩序の維持を図っていると捉えることができる。

こうした現状を説明するために、本稿では「制度的沈黙」という概念を導入したい。これは、制度が明示的な対立や改革を避け、象徴的秩序を崩さないかたちで、実質的な変化を受け入れる戦略的選択である。本稿が示してきた日本のリーガルテックをめぐる状況は、まさにそのような「沈黙」の構造の中で進行しているのであるが、それが制度的安定を支えると同時に、長期的には制度的正統性の空洞化をもたらすリスクも孕んでいる。

こうした議論に対しては、「そもそも制度が応答しないのは、そこに需要が存在しないからではないか」といった素朴な反論も想定される。しかし、制度的応答の不在は単に需要の欠如に起因するものではなく、需要が制度的に可視化されない構造そのものが問題の核心である。つまり、需要がないのではなく、制度的・文化的な条件によって「需要として表明されない」という状況が生まれているのである。リーガルテックは法律専門職のために存在するもので、非法務の部署や人材が扱うものではないという暗黙の了解が存在し、その需給構造を見えない形で抑制している。

実際に、中小企業が生成 AI を通じて自律的にリーガル・サービスを享受している現実には、一定のニーズが存在していることを示唆するが、それが制度上の問題として争点化されず、政策的な検討にも至らない構造こそが、「制度的沈黙」の本質である。需要と応答の不在が共犯的に沈黙を形成するという点に、この構造の深さと複雑さがある。

4. 理論的含意と今後の課題

以上の分析が示唆するのは、リーガルテックや生成 AI といった技術の受容は、

単なる技術的有用性や法的整合性によってではなく、制度文化、象徴秩序、そして制度的沈黙の構造によって方向づけられているということである。とりわけ日本では、技術的な変化に制度が正面から応答せず、象徴秩序を維持するためにあえて沈黙を保つという応答様式が選好されがちである。この「制度的沈黙」は、短期的には制度の安定と社会的受容のバランスを取る合理的な選択肢となりうるが、その下で実務が制度から静かに乖離し続けられれば、やがて制度そのものの正統性と信頼性が損なわれる可能性がある。

本章の分析が示してきたように、技術革新への制度の応答様式は、国によって異なる文化的・象徴的基盤に根ざしている。制度的沈黙という構造は、日本に特有の現象ではなく、程度の差はあれ、各国に共通して見られる選好様式と考えられるが、その機能や限界を見極めるためには、他国の制度が直面する摩擦や変容と照らし合わせる視座が不可欠である。制度が応答するとはどういうことか。応答しないとは、実のところ何をしていることなのか。本稿はその問いを日本の事例から掘り下げたにすぎない。今後の課題は、沈黙という応答の形式そのものを比較制度的に再理論化し、制度設計や政策介入がいかにその構造を変えうるかという視点へと、制度論をさらに展開することである。

そして、この構造を制度論一般に射程を広げて捉えると、制度的応答が社会的に偏在する原因は、象徴秩序に反する実務の出現に対して、制度が象徴と実務の矛盾を調整できず、「沈黙」というかたちで立ちすくむ点にあると一般化できる。本来、制度は実務を媒介として象徴秩序を調整する機能を果たすが、象徴への固執が過剰になると、制度の応答力は失われ、この循環構造は遮断されてしまう。リーガルテックをめぐる問題は、まさにこのような象徴—実務—制度の循環が断絶された典型例である。

この構造は、象徴秩序の確立→実務との摩擦→制度による応答、という連鎖に、「沈黙」を挿入することで再構成でき、制度の普遍的な機能不全モデルとして提示可能である。たとえば企業の内部通報制度を考えると、まず企業の内部統制構築義務が法制度化され（制度による応答）、これを象徴的に体現する実務として内部通報制度が整備された（象徴秩序の構築）。しかし、通報が報復を招くなど制度が実態を伴わない場合（象徴と実務の乖離）、制度は調整的に再介入し、公

益通報者保護法の整備など新たな応答が行われる。とはいえ、中小企業を含むすべての事業者に対応した規制には至っておらず、ここに制度の応答が停止する「沈黙」が現れている。

加えて、このような制度的沈黙は、当該制度が接続する利用者の違いによって、その現れ方が異なるという特徴がある。制度的な応答のあり方は、「誰にとっての実務あるいは技術か」という視点と切り離せず、制度が応答するか否かは、技術や実務の内容そのものだけではなく、それが接続する利用者の象徴的位置づけにも大きく依存する。本稿で明らかにしたように、リーガルテックの利用者が弁護士である場合、象徴秩序との齟齬は小さく、制度との調和は比較的容易である。これに対し、利用者が個人や小規模事業者へと広がるにつれ、制度は沈黙を選びやすくなる。すなわち、象徴秩序の安定が脅かされる場面では、制度はあえて応答を控える傾向を示す。

興味深いのは、こうした制度の応答の偏在と摩擦構造についての理解が、皮肉にも AI の進化、とりわけ RAG (Retrieval-Augmented Generation) による情報補完とプロンプト設計による文脈制御の技術にとって示唆的な枠組みを提供するという点である。制度が担うはずだった意味づけの機能を AI が代替的に実行し、社会に対して新たな応答を提示できる可能性が浮かび上がってくる。生成 AI にとって、制度的摩擦の構造を漏れなく把握できるようになることが、ノイズや誤情報、すなわちハルシネーションを抑制することにもつながるのかもしれない。

もともと、こうした活動は弁護士のアドボカシー的活動によって果たされてきた。白とも黒ともつかないグレーな分野について、意図的に解釈論を展開し、制度に応答を迫る取り組みは、米国における LegalZoom をめぐる訴訟などに典型的に見られる。しかし、これらの試みの多くは、個別的かつ断片的にとどまり、制度的沈黙の構造を体系的に可視化するには至っていない。もし AI が制度の、この沈黙構造を照射し、意味の空白を可視化する力を持つならば、それは制度的沈黙の解消に向けた社会的動因となりうるのではないか。仮にそうであるとすれば、今後の課題は、本稿で提示した「象徴秩序・実務・制度応答」の循環構造と、生成 AI の情報設計の方法とを、具体的な実装事例に照らして接続し、実践的に

検討することにあると捉えることができる。

RAGでは、AIが外部知識を検索・抽出・生成する過程で、どの情報をどのように取り出し、どのような順序や重みづけで提示するかが、タグやリランキングの設計により制御されている。この設計作業は、本来は中立的に見える検索・生成プロセスの背後に、「どのような価値観を前提とし、何を中心的に可視化し、何を周縁化するか」という制度的・象徴的秩序の再構成が含まれることを意味している。しかし、このようにAIによる意味構成が制度論的・規範的意味を帯びるとする視点は、RAGを含む既存の技術論ではほとんど十分に意識されていない。

AIによる情報設計においては、制度がどのような応答を示すかについて、あらかじめ一義的に想定するのではなく、制度の応答には複数のモード（再現・再構成・沈黙）が存在するという前提に立って設計を進める必要がある。とりわけ、制度が保守的な象徴秩序を維持していると短絡的に見なしてしまうと、RAGの情報設計は既存制度の価値体系や意味秩序を無批判に再現する方向へと傾きやすい。すなわち、「何が中心で、何が周縁か」といった制度的意味の配置が、AIによってそのまま複製されることになり、制度があらかじめ許容した情報の範囲内でのみ可視化がなされる結果、制度そのものを問い直す視点を欠いた情報生成に陥る危険がある。

このような事態を回避するためには、制度が一定の柔軟性を持って応答しうる存在であるという前提のもとで、情報設計にも可変的・対話的な構造を組み込んでおくことが重要である。たとえば、タグの設計やリランキングの基準を、あらかじめ固定された制度的秩序に従属させるのではなく、利用者の文脈、社会的背景、さらには制度の変容可能性に応じて調整可能なものとして構想する必要がある。このような設計は、制度の再構成的応答に対応しうるものであり、AIによる情報設計を単なるデータ処理ではなく、制度的意味秩序の再編成と連動した知的実践として位置づけることを可能にする。

もっとも、制度がいかなる象徴秩序を前提としているかを明示せず、判断や価値づけの応答をあえて留保する、いわゆる「制度的沈黙」に移行する局面も少なくない。こうした場面こそ、AIの情報設計にとって最も重要な意義を持つ。

RAG技術を活用することで、制度が明文化を避けてきた価値判断や意味構成の空白に焦点を当て、それを言語的・構造的に可視化することが可能となる。このことは、制度が沈黙してきた領域に対して、新たな検討や社会的問い直しの契機を提供するものである。

このように捉えると、制度的応答は一様ではなく、保守的再現・柔軟な再構成・意図的沈黙という三つの層に分けて捉える必要がある。そしてAIの情報設計もまた、それぞれの層に応じて異なる設計方針を準備しておかなければならない。本章で論じてきた制度的応答の三層構造に対応させるかたちで、AIによる意味生成においては、制度的な応答状況を構造的にタグ付けし、情報設計に反映させるための分類体系が有効である。具体的には、あらかじめ制度的応答の有無とその性質を判断し、以下のようなタグを設計することが考えられる。

①structural_silence：制度が問題を把握・認識していない場合

②selective_silence：制度が問題を認識しているが、政治的コストや制度秩序維持のため、あえて応答を控えている場合

③symbolic_silence：制度が応答しているように見えるが、実質的な判断責任を回避している場合

こうしたタグ設計を検索・リランキングプロセスに組み込むことで、AIは単に事実や制度を再現するのではなく、制度的応答の偏在構造や象徴秩序との緊張関係を意識的に生成出力に反映させることが可能となる。タグの付与は、単なる分類作業ではなく、制度が何に応答し、何に応答していないか、そしてなぜそうなのかを構造的に明示する行為である。これは、AIを「制度に代わって意味を構成する知的存在」として設計するうえで、不可欠な工程となる。

制度の構造と応答の特性を意識的に捉え、AIの情報生成にその洞察を反映させる設計行為こそが、今後の法と技術の接合において不可欠となる。本稿は、そのような設計原理の再構築に向けた理論的出発点を提示するものである。本稿で提示した理論構造は、今後のAIと制度の協働設計にとって汎用的な応用可能性を有する。例えば、医療・教育・福祉など他領域における制度的沈黙に対しても、RAGやプロンプト設計を用いた意味構成の可視化を通じて、沈黙を乗り越えるための設計原理を抽出することができるだろう。